

都 道 府 県 知 事
政 令 市 ・ 中 核 市 長
地 方 厚 生 (支) 局 長

} 殿

厚生労働省大臣官房厚生科学課
(公 印 省 略)

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令の一部を改正する政令及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令の公布・施行について (通知)

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令の一部を改正する政令 (令和五年政令第十三号) 及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令 (令和五年内閣府・厚生労働省令第一号) が本日付で公布・施行されたところである。

経済施策を一體的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律 (令和4年法律第43号。以下「経済安保推進法」) 附則第5条の規定による国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法 (平成16年法律第135号) の改正により、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 (以下「医薬健栄研」という。) の業務の範囲に安定供給確保支援独立行政法人の業務が追加され、また医薬健栄研に、経済安保推進法第43条第1項に規定する安定供給確保支援独立行政法人基金 (以下「基金」という。) を設けることとされた。

これに伴い、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令 (平成16年政令第356号。以下「医薬健栄研法施行令」という。) に、基金に当てられる補助金を国庫に納付する場合の当該納付金の納付の手續等を定め、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令 (平成27年内閣府・厚生労働省令第4号。以下「医薬健栄研財会命令」という。) において、医薬健栄研の業務方法書の記載事項として新たに安定供給確保支援独立行政法人の業務に関する事項を追加するとともに、医薬健栄研法施行令及び医薬健栄研財会命令において、その他所要の規定の整備を行った。

各自治体におかれては、貴管下市区町村のほか、事業者、関係団体等に対し、その周知徹底方をお願いする。

記

第1 基金に当てられる補助金を国庫に納付する場合の当該納付金の納付の手續等に係る規定の新設

- 1 医薬健栄研は、厚生労働大臣から命令を受けたときは、厚生労働大臣がしている期日までに、基金の額のうち厚生労働大臣が定める額を納付金として、国庫に納付しなければならないこととした。（医薬健栄研法施行令第1条第1項）
- 2 厚生労働大臣は、当該納付金の額を定めるときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならないこととした。（医薬健栄研法施行令第1条第2項）
- 3 納付金は、一般会計に帰属することとした。（医薬健栄研法施行令第1条第3項）

第2 医薬健栄研の業務方法書の記載事項の追加

医薬健栄研の業務方法書の記載事項として新たに安定供給確保支援独立行政法人の業務に関する事項を追加することとした。

第3 その他所要の改正

条ずれによる条項目の技術的整理を行った。